

加古川市人権教育啓発推進審議会傍聴基準

(目的)

第1条 この基準は、加古川市人権教育啓発推進審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴できる者)

第2条 審議会を傍聴できる者は、市内に居所を有する者（以下「一般者」という。）及び報道関係者とする。

(傍聴人の定数)

第3条 傍聴人の定数は、一般者10名及び報道関係者若干名とする。

2 傍聴できる一般者の決定は、傍聴申請の先着順によるものとする。

(傍聴の手続き)

第4条 審議会を傍聴しようとする者は、審議会の開催までに人権文化センターに申し出るものとする。

(傍聴席の区分)

第5条 傍聴席は、一般者用及び報道関係者用とする。

(傍聴席以外の立入禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席以外に立ち入ることを認めない。

(傍聴席に立ち入ることを認めない者)

第7条 次に掲げる者は、傍聴席に立ち入ることを認めない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物と認められるものを所持している者又は所持のおそれのある者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイク等により審議会の議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者
- (4) 前各号のほか、審議会の会長（以下「会長」という。）が、議事に支障があると認める者

(傍聴人の遵守事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席では、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) みだりに私語を発したり騒ぎ立てるなど、議事を妨げるような行為をしないこと。
- (2) 審議会における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明するような行為をしないこと。
- (3) 写真、映画等の撮影又は録音等をしないこと。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) 前各号に定めるもののほか、審議会の秩序を乱し、又は審議会の議事の妨げとなるよ

うな行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、審議会を公開しない決定があったときは、速やかに退場するものとする。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人が、この基準に違反したときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 会長は、前項の規定により退場させられた者を、第2条及び第3条の規定にかかわらず、傍聴人としなければならないことができる。

(補則)

第12条 この基準に定めるもののほか、審議会の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この基準は、平成24年8月28日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月19日から施行する。